

## 労働衛生実務研修会のご案内

無料

今年で第 75 回を迎える全国労働衛生週間は、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを目的として、10月1日から7日までの期間（準備期間 9/1～30）で実施されます。

つきましては、本週間の事業の一つとして、当協会にて「労働衛生実務研修会」を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

日 時

令和 6 年 9 月 2 6 日（木曜日） 1 3 時 3 0 分～1 6 時 0 0 分

会 場

旭川勤労者福祉会館 2F 大大会議室（旭川市 6 条通 4 丁目）

受講料

無料



申込方法

申込書を FAX 又は郵送により、9/12 までに当協会に送付してください。  
ただし、定員 100 名で締め切らせていただきます。

研修内容

研修 I 「事業場の労働衛生管理について」：45 分

講師：旭川労働基準監督署 安全衛生課長 佐藤 憲司 様

研修 II 「自律的な化学物質管理の法令改正施行後の状況について」：90 分  
～本年 4 月に改正された自律的な化学物質管理の対応状況について～

※改正法令の確認と講習会、事業場の現場の状況、企業の対応等について  
約半年の状況をお話いただけます。

講師：中央労働災害防止協会 北海道安全衛生サービスセンター

技術専門役・衛生管理士 石塚 久美 様

Q. リスクアセスメント対象物を含む化学品でも、一般消費者用に販売されているものは、リスクアセスメントをしなくても良いか？

A. リスクアセスメントは SDS 交付の義務対象である通知対象物に対して課せられています（安衛法第 57 条の 3 第 1 項）。そのため、SDS 交付の義務から除外される「主として一般消費者の生活の用に供されるための製品」については、リスクアセスメントの実施対象からも除外されます。ただし、業務用洗剤等のように業務に使用することが想定されている製品は、スーパーやホームセンター、一般消費者も入手可能な方法で譲渡・提供されているものであっても上記除外には該当しないため、SDS 交付義務の対象であり、リスクアセスメントの対象となります。なお、リスクアセスメント対象物以外であっても危険有害性を有する化学品は、リスクアセスメントの努力義務の対象ではあるため、必要に応じて SDS を入手し、リスクアセスメントを実施するようにしてください。

\*\*\*厚生労働省「化学物質対策に関する Q&A(リスクアセスメント関係)」より\*\*\*

※トイレ洗剤、台所洗剤等が該当します。

旭川地方労働基準協会

〒070-0043 旭川市常盤通 1 丁目道北経済センター6 階

電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

送信先：旭川地方労働基準協会 FAX 0166-22-8687

## 令和6年度・労働衛生実務研修会申込書

事業場名	労働者数 <input checked="" type="checkbox"/> をご記入下さい		
業種	<input type="checkbox"/> 100~299人 <input type="checkbox"/> 300人以上		
所在地	〒      ー		
電話		FAX	
担当者名	担当者所属部課		
※	受講者氏名	フリガナ	役職名

年 月 日

〒070-0043  
旭川市常盤通1丁目道北経済センター内  
TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687  
旭川地方労働基準協会 行き